

# 杉並区通所生活リハビリ

## — 事業案内 —

生活リハビリは杉並区の独自事業です。

私たちは、障害の理解や生活管理など社会参加に向けた取組みを通して、地域で自立した生活を送ることを支援します。

### 利用対象者

18歳以上65歳未満で杉並区に住んでいる中途障害者  
※介助が必要な方は、ご相談下さい。

### 実施日時及び定員

火・水・木曜日【10:00-15:00】  
1日あたり10名まで ※週1日から利用可能

### 実施会場

杉並障害者福祉会館 2階  
杉並区高井戸東4-10-5

### 利用期間・利用料

利用開始日より1年間 / 無料  
※昼食代、外出時の交通費などは自己負担となります。

### スタッフ

作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、看護師  
福祉職(社会福祉士) など

### 事業内容

#### <一日の流れと主な活動>



作業療法士などが作成する**集団プログラム**により、生活リズムの獲得、体力向上、他者との交流、役割を担う、できること・苦手なことを整理してもらい、様々な体験を通して自己理解に繋げる、代償手段の獲得を目的としています。

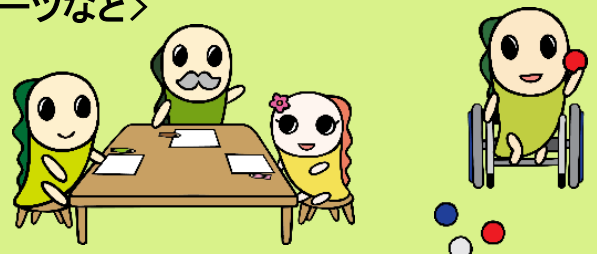
10:00 血圧測定、体操、朝の会

10:30 午前の活動 <脳トレ、創作活動など>

12:00-13:00 昼休み

13:00 午後の活動 <レクリエーション、軽スポーツなど>

15:00 帰宅

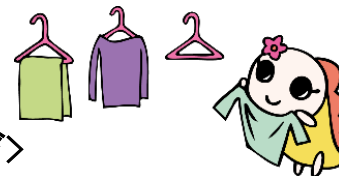


## <個別プログラム>

個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、その人に必要なサービスを提供します。

○ リハビリ専門職による個別機能訓練

<歩行訓練、日常生活活動訓練、言葉の訓練など>



○ 社会参加支援<公共交通機関の利用、他支援機関への随行など>

○ 障害福祉サービスの活用に向けた支援<復職就労支援、終了後に向けた支援など>

○ 嘱託医や看護師による健康相談

○ 車椅子や補装具の相談 など



### その他

自主通所が困難な方は、自宅付近の大きな通りまで中型バスが送迎します。

### 利用開始までの手続きの流れ



\* 利用申込みには「利用申請書」と「主治医意見書」(自己負担)が必要です。

\* 利用申込み後、生活リハビリ嘱託医との面談(原則毎月第1火曜日)を行います



## <お問合せ>

杉並区障害者生活支援課  
(地域生活支援係)

通所生活リハビリ事業担当

杉並区高井戸東4-10-5  
(杉並障害者福祉会館2階)

電話：03-3332-1817

